

## 「eシールに係る検討会 最終取りまとめ(案)」に対する意見募集の結果

■意見募集期間 : 令和6年3月8日(金)～令和6年3月27日(水)

■意見提出件数 : 7件

■意見提出者

	意見提出者
1	株式会社帝国データバンク
2	セコムトラストシステムズ株式会社
3	一般社団法人デジタルトラスト協議会
4	SBIホールディングス株式会社
5	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
—	個人(2件)

※頂いた御意見につきましては、原文を御意見ごとに分割して記載しております

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
<b>【総論】</b>				
1	株式会社帝国データバンク	—	国による認定制度の創設に関し、賛同いたします。	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
2	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	—	<p>「eシールに係る検討会 最終取りまとめ(案)」については、当協会が2024年1月10日に提出した「中間取りまとめ(案)に対する意見書」の内容を一定程度反映していただいたものと思料します。本検討会及び関係者の方々のご尽力に敬意を表します。</p> <p>来年度以降、eシールに係る制度創設に向けた具体的な検討が開始されるものと理解しておりますが、当協会といたしましては、電子署名法及び認証業務に関する法律(以下、「電子署名法」と言う)に基づく指定調査機関及びIPDCEトラステッド・サービス登録事業を通じて得た経験及び知見を活かし、貢献して参りたいと考えております。</p> <p>また、中長期的な課題となりますが、我が国のトラスターサービスに係る制度が国際的に通用するためには、どこまで国が関与するかを整理した上で政府全体としての何らかの法的な枠組みが必要であると考えます。具体的には、トラスターサービスに関する包括的な法制度の整備、既存の法令においてトラスターサービスの法的な有効性を明確に位置付ける等が挙げられます。</p> <p>当協会といたしましては、これらの検討を通じて、日本におけるトラスターサービスの信頼性の一層の向上が図られ、我が国のデジタル社会の発展に寄与することを期待しております。</p>	頂いたご意見については、参考として承ります。
<b>【1.2 eシールとは】</b>				
3	セコムトラスシステムズ株式会社	1.2 eシールとは	<p>最終取りまとめ</p> <p>1.2 eシールとは</p> <p>eシールの定義として、「出所または起源を示すためのものであること」「改変が行われていないかどうかを確認することができるもの」とすることに賛同いたします。</p> <p>また、名称を「eシール」とすることに賛同いたします。</p>	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
4	一般社団法人デジタルトラス協議会	1.2 eシールとは	<p>1.2 eシールとは</p> <p>eシールの定義として、対象を電磁的記録とし、要件として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出所・起源を示すもの かつ</li> <li>・完全性を確認することができるもの</li> </ul> <p>として明示したことで、<b>その利用目的が明確になった</b>ことはDX推進上の大きな成果だと考えます。</p> <p>また、転々流通する情報の出所・起源を示す「データ」であることで、人が介在しないデジタル社会での利用が推進され、安心安全なSociety5.0の実現に向けて大きく前進したと考えます。</p>	頂いたご意見については参考として承ります。
<b>【3.1 政府戦略におけるeシールの位置付け】</b>				
5	株式会社帝国データバンク	3.1 政府戦略におけるeシールの位置付け	<p>8ページ</p> <p>図3 eシールに係る検討工程</p> <p>取組内容の「eシール基準案等の検討」について、速やかな実施、および公表が望まれます。基準案等の公表遅延による不統一な基準の乱立が懸念されるためです。</p>	頂いたご意見については、参考として承ります。
<b>【3.2 eシールに係る適合性評価の実現】</b>				
6	株式会社帝国データバンク	3.2 eシールに係る適合性評価の実現	<p>8ページ</p> <p>3.2 eシールに係る適合性評価の実現</p> <p>eシールに係る適合性評価は利用者にとって、eシール自体の信頼性やサービス選択容易性の確保という観点から重要と考えられ、実現が望まれるものと思料します。</p>	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
7	セコムトラストシステムズ株式会社	3.2 eシールに係る適合性評価の実現	<p>最終とりまとめ 3.2 eシールに係る適合性評価の実現 「国による適合性評価の枠組みとして、総務大臣によるeシールに係る認定制度を創設することが適当である」とする結論に賛同いたします。 民間のビジネスの中で、データの発出元組織をデジタルの中で特定する手段について、明確な規準・枠組みがないために、不確かで曖昧な手段が普及してしまうと、利用者が安心・安全に利用することができず、普及の妨げとなることが予測されます。そのため、国による制度の創設に期待します。</p>	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
<b>【3.3 認定制度の在り方】</b>				
8	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	3.3 認定制度の在り方	<p>【該当箇所】 「eシールに係る検討会 最終取りまとめ（案）」8-9ページ</p> <p>3. 3 認定制度の在り方</p> <p>トラストサービスについて総務大臣による認定制度を設けた前例として、タイムスタンプに係る認定制度が挙げられ、同制度は総務省告示によって制度を設けている（図4）。同制度も参考にしながら、「eシール用認証業務10」を認定の対象11,12として、eシールに係る認定制度の創設に向けた議論を進めた。</p> <p>12 認定の有効期間は2年とし、認定の審査に係る業務の一部を「指定調査機関」に行わせることを可能とすることが適当との結論を得た。</p> <p>【意見】 認定期間は、電子署名法に基づく認定期間と整合性を図ることを念頭に置き、1年ごとの更新を基本とするべきである。もし、2年ごとに認定を行う場合は、最新のセキュリティ技術への対応が遅れること、不正行為等の発見までに時間がかかり、被害が拡大するリスクが高まる等のデメリットが生じるため、セキュリティを標榜する認証局であれば、初回認定と1回目の更新認定の間の隔年については、第三者機関によるサーベイランス調査の併用を行うべきである。 なお、企業による自己監査は、自社の体制や運用状況を評価する上で有効であるが、主観的な判断が入り込む可能性がある。このため、第三者機関による客観的な審査を行うことが必要である。</p>	<p>認定の有効期間については、検討会でご議論頂き、タイムスタンプに係る認定制度と同様、2年と整理したところとです。 頂いたご意見については、参考として承ります。</p>
<b>【4.1 eシールの分類】</b>				
9	セコムトラストシステムズ株式会社	4.1 eシールの分類	<p>最終とりまとめ(案) 4.1 eシールの分類 eシールの保証レベルを「レベル1：eシールの定義に合致するもの」、「レベル2：十分な水準を満たしたトラストアンカーによって信頼性が担保されたeシール」と分類することに賛同いたします。 一方で、各レベルのeシールが具体的にどのようなユースケースでもちられるべきかについては、引き続き検討いただくことに期待いたします。一般の商取引などのシーンではレベル1のeシールが広く用いられるものと思慮いたしますが、そうするとレベル2のeシールはどのようなユースケースで用いられるのが疑問です。レベル2のeシールを利用するユースケースが限定的となる場合、結果として認定eシール認証業務を取得した事業者のビジネスが成立しない可能性があるため、認定制度が維持できなくなってしまうことを危惧致します。</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。 また、各保証レベルのeシールが求められるユースケースについては、eシールを社会に広く普及させるため、引き続き精査を行っていく予定です。</p>

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
10	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.1 eシールの分類	<p>4.1 eシールの分類            図6 eシールの保証レベル            レベル1：指針における定義に合致するもの。            レベル2：総務大臣による認定制度のもと発行される証明書を利用したもの。            とし、認定制度創設を進めることに賛同します。</p> <p>「制度の周知啓発を図る」については、府省令・ガイドライン等にレベル2を使用することを推奨する旨を盛り込むことを検討推進することが肝要です。JDTFとしても支援していく所存です。</p> <p>一方で、すでに海外では整備が進んでいる状況において、国際相互承認は、避けて通れないものと考えますので、喫緊の課題として取り組んでいただければと思います。</p>	<p>頂いたご意見については参考として承ります。</p>
<b>【4.2 eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲】</b>				
11	株式会社帝国データバンク	4.2.1 組織を一意に特定するための識別子（組織識別子）について	<p>12ページ-13ページ4.2.1 組織を一意に特定するための識別子（組織識別子）について            (2) 方向性            eシール用電子証明書に記載される「出所・起源を一意に識別可能とする組織識別子」に関し、公的・民間双方の番号体系を含めて定義することが重要と認識するところ、方向性に賛同します。            また、以下3点も賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法人等についてはプレフィクス『NTRJP』を使用し、既存の番号体系『法人番号』と組み合わせ、組織識別子を構成すること。</li> <li>・「認定に係るeシール用電子証明書には、公的機関が発行する番号体系を用いた組織識別子を少なくとも1つ記載することを要件とするが、取引主体識別子（LEI）や後述の民間企業コードを用いた組織識別子を追加で記載することは可能とする」こと。</li> <li>・「民間企業の番号体系に基づいた組織識別子で使用するプレフィクスは我が国独自で決定する必要があり、国際的な相互運用性を考慮し、『●●：JP』（●●には識別子プレフィクスが入る。）を使用することを『eシールに係る指針』等で推奨すること。</li> </ul>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
12	セコムトラストシステムズ株式会社	4.2.1 組織を一意に特定するための識別子（組織識別子）について	<p>最終とりまとめ(案)</p> <p>4.2.1組織を一意に特定するための識別子(組織識別子)について  「法人の場合は、プレフィックス「NTRJP」+法人番号」、  「政府機関・地方自治体の場合は、「GOVJP」+法人番号を組み合わせて使用可能とする」と記載しております。</p> <p>S/MIME BRsでは、ベース・レジストリが異なる場合にNTRとGOVを使い分けられることを説明しているという理解です。  日本で、法人番号という共通のベース・レジストリを元にするのであれば、法人および政府機関・地方自治体は、「NTRJP」で共通化した方が、認証局および証明書を読み込むシステム側も仕組みが複雑にならず、良いのではないかと考えます。</p> <p>subject:commonNameとsubject:organizationIdentifierに何を記載可とすることにより、以下の3パターンに分かれるかと思われます。  発行先は、警察庁の下位組織である「警察大専校」とします。  以下の場合であれば、（１）が良いのではないかと考えておりますが柔軟性を考慮するのであれば、（２）も検討の余地があるのではないかと考えております。</p> <p>（１） subject:commonName = 法人番号保有組織（下位組織の記載は禁止）。  subject:organizationIdentifier = 法人番号保有組織の法人番号。  「GOVJP」を許容しない方がシンプルになってよいと思います。</p> <p>subject:organizationIdentifier  NTRJP-8000012130001  subject:commonName  警察庁</p> <p>（２） subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。  subject:organizationIdentifier = 法人番号保有組織の法人番号。（commonNameの上位組織の法人番号の記載は許容）  「GOVJP」を許容しない方がシンプルになってよいと思います。</p> <p>subject:organizationIdentifier  NTRJP-8000012130001  subject:commonName  警察大専校</p> <p>（３） subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。  subject:organizationIdentifier = commonNameに記載の法人の法人番号記載のみ許可。（commonNameの上位組織の法人番号の記載は禁止）  「GOVJP」を許容することになるかと思ひます。</p> <p>subject:organizationIdentifier  GOVJP  subject:commonName  警察大専校</p> <p>(参考)  Baseline Requirements for the Issuance and Management of Publicly-Trusted S/MIME Certificates  7.1.4.2.2 Subject distinguished name fields  * `NTRGB-12345678` (NTR scheme, Great Britain, Unique Identifier at Country level is 12345678).  * `NTRUS+CA-12345678` (NTR Scheme, United States - California, Unique identifier at State level is 12345678).</p> <p>For example:  * GOVUS (Government Entity, United States)  * GOVUS+CA (Government Entity, United States - California)  * INTXG (International Organization)</p>	<p>組織識別子としてのプレフィックスについては、行政機関等と民間団体等を区別する必要性を考慮して、「GOVJP」を使用可能とすることで整理いたしました。  頂いたご意見については、参考として承ります。</p>

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
13	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.2.1 組織を一意に特定するための識別子（組織識別子）について	<p>4.2.1 組織識別子 「組織を一意に特定するため、プレフィックスを設定し、認定に係る e シール用電子証明書には、公的機関が発行する番号体系を用いた組織識別子を少なくとも 1 つ記載することを要件とする」と整理されたことは大きな成果だと考えます。</p> <p>一方、今後多くの利用が想定される適格請求書の電子化を考慮すると、NTRJPIに加えVATJJP（国税庁の管理法人番号）の検討も進めていただきたいと思います。</p> <p>VATJJPのように、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たす情報群（ベースレジストリ）を活用することは、e シール用電子証明書の信頼性をより向上させ、安心して利用できるものと思います。</p>	頂いたご意見については参考として承ります。
14	株式会社帝国データバンク	4.2.2 「個人事業主」の扱いについて	<p>13ページ-14ページ 4. 2. 2 「個人事業主」の扱いについて (2) 方向性 以下に賛同すると共に、速やかな検討を望みます。</p> <p>「個人事業主を識別するための識別子については、本年度中に早急に結論を出すことはせず、保証レベル 2 の認定 e シール用認証業務における e シール用電子証明書の発行対象として個人事業主は含まないこととし、デジタル庁における「個人事業主の番号体系」の検討状況も注視しながら、引き続きの検討課題とする」とこと。</p>	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
15	セコムトラストシステムズ株式会社	4.2.2 「個人事業主」の扱いについて	<p>最終とりまとめ(案) 4.2.1 「個人事業主」の扱いについて 「本年度中に早急に結論を出すことはせず、保証レベル 2 の認定 e シール用認証業務における e シール用電子証明書の発行対象として個人事業主は含まないこととし、デジタル庁における「個人事業主の番号体系」の検討状況も注視しながら、引き続きの検討課題とする。」という方針に賛同いたします。</p> <p>「個人事業主」と「個人」の定義が曖昧であることから、「e シール」と電子署名法に定める「電子署名」をどのように使い分けるのか、個人事業主をどのようにして一意に特定するのか等継続的な検討に期待いたします</p>	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
16	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.2.2 「個人事業主」の扱いについて	<p>4.4.2 「個人事業主」の扱いについて 組織を特定するには、確実に更新される情報群との連携が肝要です。情報群として、個人事業主を特定できる国税庁にて管理される「適格請求書発行事業者登録番号」は有用です。</p> <p>公表サイトにおいては、一意に事業主を特定できないものの、税務署が発行する登録通知書は、唯一性が保証されるので、e シール等で発行元（税務署）を特定する電子登録通知書を e シール用証明書の実在確認要件とすることで、一貫してデジタル処理が可能になり、e シール用電子証明書発行业務の効率化が図られ、コストの削減も期待できます。</p>	頂いたご意見については、参考として承ります。
17	セコムトラストシステムズ株式会社	4.2.3 法人等における「事業所や営業所等」の扱いについて	<p>最終とりまとめ(案) 4.2.3 法人等における「事業所や営業所等」の扱いについて 「発行対象としてのニーズが一定程度あるものの、その実在性を認証局において正確に確認することは困難であること等に鑑みて、e シール用電子証明書の任意のフィールドである拡張領域に記載することとする」という方針に賛同いたします。</p>	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
18	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.2.3 法人等における「事業者や営業所等」の扱いについて 4.3 eシール生成者の実在性・申請意思の確認の方法	4.2.3 法人等における「事業者や営業所等」の扱いについて 4.3 実在性・申請意思の確認 図9, 図10 eシールの法人下部組織での利用はビジネス上、求められるユースケースです。 「組織等の代表者の宣言結果を尊重し、発行対象である組織等が一義的な責任を負うことを前提として、電子証明書の拡張領域に記載することを可能」としたことは、ビジネスにおける安心・安全のD X推進のうえで、大変重要な成果と考えます。 利用企業側でのガバナンス指針をガイドライン等で示すことを検討いただければと思います。  今検討会では議論されませんでしたが、eシールは、組織が管理するシステムやアプリケーションが発行するデータにも付与されることが想定されます。これらの指針も今後検討が必要と考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
19	SBIホールディングス株式会社	4.2.3 法人等における「事業者や営業所等」の扱いについて	【該当箇所】 4. 2. 3 法人等における「事業者や営業所等」の扱いについて 【御意見】 デジタル庁のTrusted Web実証事業において、事業者や営業所等の実在性を信頼できる第三者が確認・発行するデジタル証明書により証明する仕組み（※1）を提案している。 事業者や営業所等の確認は、法人に対して発行されるeシールと、この事業所向けのデジタル証明書の仕組みを組み合わせて使うことが有効と考える。  （※1）：「デジタル証明書により証明する仕組み」は、分散型アイデンティティ（DID）と検証可能なデジタル証明（VC）を用いた実装	頂いたご意見については、参考として承ります。
<b>【4.3 eシール生成者の実在性・申請意思の確認の方法】</b>				
20	株式会社帝国データバンク	4.3 eシール生成者の実在性・申請意思の確認の方法	14ページ-15ページ 4. 3 eシール生成者の実在性・申請意思の確認の方法 （2）方向性 以下に賛同します。 「組織の実在性確認は、CA/Browser Forum のガイドライン等に従って、①法的な存在の確認、②物理的な存在の確認、③運営的な存在の確認の3点が必要とされており、eシール用電子証明書も同様に整理することが適当である」こと。 以下も賛同します。 図9～図12	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
(再掲)	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.2.3 法人等における「事業者や営業所等」の扱いについて 4.3 eシール生成者の実在性・申請意思の確認の方法	4.2.3 法人等における「事業者や営業所等」の扱いについて 4.3 実在性・申請意思の確認 図9, 図10 eシールの法人下部組織での利用はビジネス上、求められるユースケースです。 「組織等の代表者の宣言結果を尊重し、発行対象である組織等が一義的な責任を負うことを前提として、電子証明書の拡張領域に記載することを可能」としたことは、ビジネスにおける安心・安全のD X推進のうえで、大変重要な成果と考えます。 利用企業側でのガバナンス指針をガイドライン等で示すことを検討いただければと思います。  今検討会では議論されませんでしたが、eシールは、組織が管理するシステムやアプリケーションが発行するデータにも付与されることが想定されます。これらの指針も今後検討が必要と考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
<b>【4.4 e シール用電子証明書のフォーマット及び記載事項】</b>				
21	株式会社帝国データバンク	4.4 eシール用電子証明書のフォーマット及び記載事項	16ページ 4. 4 e シール用電子証明書のフォーマット及び記載事項 (2) 方向性 以下に賛同すると共に、速やかな検討と公表を望みます。「『電子署名』用電子証明書と『eシール』用電子証明書を機械判読可能とする観点と国際相互運用性の観点から、共通証明書ポリシーOID体系を整備することが適当であると結論付けた。共通証明書ポリシーOID体系の具体的な内容については認定制度の運用開始に間に合うように検討を進める」こと。	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
22	セコムトラストシステムズ株式会社	4.4 eシール用電子証明書のフォーマット及び記載事項	最終とりまとめ(案) 4.4 eシール用電子証明書のフォーマットおよび記載事項 「電子署名」用電子証明書と「eシール」用電子証明書を機械判読可能とする観点から、共通証明書ポリシーOID体系を整備するという方針に賛同いたします。 具体的な体系検討に際しましては、国際相互運用性が担保された体系となっていることに期待いたします。また、具体的な体系整備に当たっては、既存の「電子署名」用電子証明書にも影響があり、既存のビジネスへの影響も想定されますので、既存サービス提供事業者に対して意見確認を求めると、丁寧な議論を期待いたします。	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
23	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.4 e シール用電子証明書のフォーマット及び記載事項	4.4 共通証明書ポリシーOID体系 共通証明書ポリシーOID体系を整備することと整理されたことは大きな成果と考えます。  トラストサービスは、利用目的や効果によって、発行される基準や適合性が異なります。また、転々流通するデータに付与されデータ独立で検証するものであることから、その種別を電子証明書によって確認できることは、Society5.0社会ではとても有用です。 国として統一した体系を用意・管理することは、国境を越えて流通するデジタルデータそのものの信頼性を保証するうえで、大変望ましいことと考えます。	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
<b>【4.5 認証局の秘密鍵の管理に係る基準】</b>				
24	セコムトラストシステムズ株式会社	4.5 認証局の秘密鍵の管理に係る基準	最終とりまとめ(案) 4.5 認証局の秘密鍵管理にかかる基準 基本的には電子署名法の規定を準用するという「eシールに係る指針」の考え方を維持するという方向感に賛同いたします。 「電子署名法」「eシール」「タイムスタンプ」で、異なる管理基準となってしまうと、その基準を順守する事業者負担が増えることが想定されますので、規準としては一つの規準を準用する形が望ましいと考えます。	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。
<b>【4.8 リモート e シール】</b>				
25	株式会社帝国データバンク	4.8 リモートeシール	18ページ 4. 8 リモートeシールの位置付け (2) 方向性 「電子署名とeシールで別々の基準となることを避ける」ためにも、関係省庁と連携のうえ日本国内で統一された基準が設けられることを要望します。また速やかな検討・公表を望みます。	本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。



項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
26	セコムトラストシステムズ株式会社	4.8 リモートeシール	<p>最終とりまとめ(案) 4.8 リモートeシール eシールは、複数の場所からの利用（本社、支店など）や、帳票システム等のシステムを介しての利用も考えられます。そのため、署名鍵は特定の者の手元ではなく遠隔地にて保管し、署名（シール）するサービスが発展するものと考えられます。また、eシール用電子証明書は、組織単位の発行となるため、自然人に対する電子署名書と比して、発行枚数は少なくなると想定されるため、eシール用証明書のビジネスモデルは、電子証明書の売り切りモデルではなく、リモートeシールを組み合わせた、トランザクション課金のモデルが主流となると予測します。そのため、リモートeシールサービスについては、適合した署名鍵管理の下、組織によるシールであることを保証するための、適合性基準を整備し、安心して利用できる枠組みは、早急に整備する必要があると考えますので、リモートeシール生成事業者に対する規律についても引き続きの議論に期待いたします。</p> <p>また、eシールは大量のドキュメントに機械的に付与されるユースケースも想定されます。その場合、大量の署名検証がリボットリーに集中することになりますので、キャパシティ管理の視点も必要となると思慮いたします。</p>	<p>リモートeシールについては、デジタル庁におけるリモート署名生成事業者に係る論点を含めた議論を注視し、引き続きの検討課題といたします。その観点から、デジタル庁と引き続き連携の上、検討を進めてまいります。頂いたご意見については、参考として承ります。</p>
27	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.8 リモートeシール	<p>4.8 リモートeシール eシールは、自然人に限らずシステムでの利用が想定され、利用者は複数で、さまざまなロケーションから頻繁に付与されることと思われます。</p> <p>このことから、署名鍵をクラウド上に管理し、ネットワークを介して利用するリモートeシールのサービスは発展するものと考えます。</p> <p>自然人の署名の場合は、利用頻度が少ないこともあり、ワンタイム証明書という手段もあり得ますが、eシールの場合は、一度発行された証明書は少なくともその性質上、事業年度は利用することとなると推測されます。</p> <p>組織によるシールであることを保証するための、適合性基準を整備し、安心して利用できる枠組みは、<b>早急に整備する必要があります</b>と考えます。</p>	<p>リモートeシールについては、デジタル庁におけるリモート署名生成事業者に係る論点を含めた議論を注視し、引き続きの検討課題といたします。その観点から、デジタル庁と引き続き連携の上、検討を進めてまいります。頂いたご意見については、参考として承ります。</p>
<b>【4.9 eシール用電子証明書の失効要求】</b>				
28	セコムトラストシステムズ株式会社	4.9 eシール用電子証明書の失効要求	<p>最終とりまとめ(案) 4.9 eシール用電子証明書の失効要求 「認証局側からeシール用電子証明書を失効可能とする。」という方針に賛同いたします。</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<b>【5.1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項】</b>				
29	株式会社帝国データバンク	5.1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項	<p>19ページ 5.1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項 来年度でのeシールに係る認定制度創設に係る総務省告示、および同制度の創設に向けた実施要項等の検討は速やかな検討を望みます。なお挙げられている4点の議論ポイントは重要であり、早急に取り組むべき内容と考えます。</p> <p>(1) 技術・設備・運用の基準策定 (2) 適合性評価等の効率化 (3) CP/CPSに最低限記載すべき事項の整理 (4) 共通証明書ポリシーOID体系の整備</p> <p>なお(1)は、改訂される「eシールに係る指針」、および制度化による省令等から外部参照されるよう作成することが必要と思料します(法令に基準を直接記載すると、技術の早急な進歩等に対応することが難しくなるため)。</p>	<p>頂いたご意見については、参考として承ります。</p>

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
30	一般社団法人デジタルトラスト協議会	5.1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項	<p>5.1 認定制度の制度設計 事業者の適合性を評価する認定制度は、技術および運用に一定の基準を設定し適合性を保証することとなります。</p> <p>トラストサービスに共通する事項は統一的に設定し、サービスの内容によって異なる「保証すべき対象」を個別に設定することで業務の効率化が図られ、コストの削減も期待できます。</p> <p>この「共通事項」と固有の「保証すべき対象」を念頭に整備されることを期待します。</p> <p>なお、これらの制度で適合性の基準は、暗号技術等、環境に依存します。そのため、<b>動的に環境に合わせ基準改版ができる仕組み</b>が必要になると考えます。</p> <p>また、利用者が安心・安全に簡便に利用するには、トラストサービスの<b>信頼性を一意に確認・検証する国際的にも通用する仕組み</b>が肝要です。そのためには</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に利用できる政府としての検証基盤の整備</li> <li>・ベースレジストリとの整合を進める必要があると考えます。</li> </ul>	頂いたご意見については、参考として承ります。
31	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	5.1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項	<p>【該当箇所】 「e シールに係る検討会 最終取りまとめ（案）」19ページ</p> <p>5. 1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項</p> <p>(2) 電子署名法の認定制度等を用いた適合性評価等の効率化</p> <p>総務大臣によるe シールに係る認定制度の創設に当たっては、認定を取得するために認証局が支払うコストがサービスの価格に転嫁される可能性があるとの認識を持つことから、認定に係るコストを軽減するための検討を進める。具体的には、電子署名法における認定制度等との連携等について、実施要項等の策定の際に検討する。</p> <p>【意見】 eシールに係る認定制度の持続的な運用のためには、認証局が負担するコストの軽減のみならず、指定調査機関の体制が適切に維持されることが必須である。 認証局が負担するコスト削減については、電子署名法に基づく指定調査機関による実地調査の結果を利用することに加えて、JIPDECトラステッド・サービス登録をはじめとする民間の適合性評価制度の活用を検討すべきである。認証局の設備が民間の適合性評価制度で既に評価されている場合には、その活用により重複調査をなくすことができ、大幅なコスト削減、調査を受ける側の準備・対応の効率化につながる。 また、指定調査機関の体制を適切に維持するためには、調査に係る料金の設定についても、実態を踏まえた検討が不可欠である。</p>	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
32	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	5.1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項	<p>【該当箇所】 「e シールに係る検討会 最終取りまとめ（案）」20ページ</p> <p>5. 1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項</p> <p>また、上記事項の検討に加え、来年度以降、e シールの普及状況についての実態把握を定期的に観測することで、本検討会において想定していた前提とのギャップ、制度運用上の課題、利用者のニーズ等を把握し、制度の普及促進を図るための取組を進めることが望ましい。</p> <p>【意見】 eシールの普及状況の実態把握においては、eシールの利用組織数、eシール用電子証明書等発行枚数等、数量的な観測にとどまらず、eシールが付されたデジタルデータを処理する利用者アプリケーション(ブラウザ等)での検証可否や利用者への通知方式、検証のために必要となる利用者側工数の多寡等、UX（ユーザーエクスペリエンス）なども重要な観測事項であると思料する。</p>	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
<b>【5.2 eシールの普及に向けた取組】</b>				
33	セコムトラストシステムズ株式会社	5.2 eシールの普及に向けた取組	最終とりまとめ(案) 5.2 eシールの普及に向けた取組 eシールの普及に向け、本検討会の中でも様々なユースケースについてご議論いただきましたが、更なる普及に向けての取り組みに期待いたします。 タイムスタンプは電子帳簿保存法の中で総務大臣認定のタイムスタンプの利用が位置付けられたことにより利用が促進され書類管理の負担軽減などにも寄与していると思慮いたしますので、eシールに関しましても関連法令の中で「出所・起源」を示す手段や「完全性」を担保する手段として位置付けていただくことも期待します。	頂いたご意見については参考として承ります。
34	一般社団法人デジタルトラスト協議会	5.2 eシールの普及に向けた取組	5.2 普及に向けた取組 普及に向けては、「eシールを利用しないことによるリスクを示す」ことに加え、「制度の周知啓発を図る」こと「利用者にとってのメリットを示す」を政府として広報する必要があると考えます。 具体的な方策として、 <b>府省令・ガイドライン等に認定を受けた認証局が発行する電子証明書を使用することを推奨する旨を盛り込むことや、例えば税控除や助成金交付等のインセンティブを視野にいれ、産官共同で検討することが肝要</b> と考えます。 JDTFとしても支援させていただき所存です。	頂いたご意見については、参考として承ります。
35	SBIホールディングス株式会社	5.2 eシールの普及に向けた取組	【該当箇所】 5.2 eシールの普及に向けた取組 【御意見】 現在、産業横断で利用可能なトラスト基盤の一部として分散型アイデンティティ（DID）を利用した検証可能なデジタル証明（VC）を発行する検討を進めており、そのデジタル証明の発行者（VC Issuer）が自己を証明するために「認定eシール」を用いることが考えられる。 適格機関（トラストアンカー）が発行した認定eシールによってデジタル証明発行者（VC Issuer）の真正性が担保されるような、デジタル証明（VC）にeシールを付帯させることは有効なユースケースと考える。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
36	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	5.2 eシールの普及に向けた取組	<p>【該当箇所】 「eシールに係る検討会 最終取りまとめ（案）」22ページ</p> <p>5. 2 eシールの普及に向けた取組</p> <p>このようなeシールの効果等について、デジタル庁・総務省においては、関係省庁等とも連携しながら、今後も継続的に、DXの推進や安心・安全な形でのデータ流通におけるトラストサービスの有効性を発信していくことが必要であると考えられる。</p> <p>【意見】 デジタル庁、総務省、経済産業省等、関係省庁は、トラストサービス全体の枠組みを统一的に整備するため、連携を強化すべきである。特に、電子署名法に基づく認定制度とeシールに係る認定制度の関係を明確化し、相互運用性を確保することが重要である。</p>	頂いたご意見については、参考として承ります。
37	個人	5.2 eシールの普及に向けた取組	<p>(A)</p> <p>=== 両資料に関して 全体を通して、検証者側の記載が極端に少ないように思います。eシールのデータフォーマットについて具体的な記載はなく、eシール生成側の、例えばeシール用電子証明書に関しては粒度が細かく記載されている一方で、検証側についてはその手順や留意点などが欠如している印象があります。 eシールを生成する側面だけを議論した結果かと思いますが、実際にeシールが利用される際には検証頻度の方が生成頻度よりも高い（注：同じeシールが複数回検証されることがあるため）ことを想定しなければなりません。 今後、別のガイドラインで検証側の留意点などがサポートされるのでしょうか？発行してしまい、ではなくeシールを流通・浸透させる施策が鑑みると検証側のドキュメント類が必要かと思えます。</p>	本取りまとめ（案）で示したとおり、eシールの検証に係る技術的な側面については、民間団体の取組も参考にすることとしています。 頂いたご意見については、参考として承ります。
<b>【5.3 国際間のデータ流通におけるeシール活用の可能性】</b>				
38	セコムトラストシステムズ株式会社	5.3 国際間のデータ流通におけるeシール活用の可能性	<p>最終とりまとめ(案)</p> <p>5.3 国際間のデータ流通におけるeシールの可能性</p> <p>本検討会の中では、カーボンフットプリントにおけるeシールの活用事例などをユースケースに議論を行っていただきましたが、引き続き国際相互運用性の確保についての検討に期待いたします。 大学などでも学生の留学の際や留学生受け入れの際に卒業証明書や成績証明書の国際通用性が課題になっているというようなユースケースも伺っておりますので、幅広いユースケースについて一層の検討が進むことに期待いたします。</p>	頂いたご意見については参考として承ります。
39	一般社団法人デジタルトラスト協議会	5.3 国際間のデータ流通におけるeシール活用の可能性	<p>5.3 国際間のデータ流通におけるeシール活用の可能性</p> <p>デジタル情報は時空間を越えて流通します。国際的にも流通するデジタル情報の信頼性を担保することの重要性はさまざまな地域、業界において認められていますが、実態としての環境や枠組みは、<b>まだ整備段階</b>であります。 我が国が発信したDFFTコンセプトを実現すべく、国際的な基準・規格を踏まえながら戦略的に検討を進めることは経済安全保障面において大変重要なテーマであります。</p>	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
【その他】				
40	個人	-	<p>「e シール」に関する検討会の議論では、送信元のなりすまし等を防止する仕組みが不足していると考えます。これはインターネットという仕組み自体にアカウントの本人確認機能が存在しないところに根本の問題があり、「eシール」の実現に当たっては、発信者のデジタルアカウントが「現実に」現地に「発信者本人が」発信時点で「存在する」ということを担保する仕組みを実現して、第二世代の信頼できるインターネットの仕組みを実現していただきたいです。</p> <p>電子メールやSNSは、デジタル空間における非常に便利な手段ですが、今や発信者個人が特定されにくい仕組みを利用して誹謗中傷などの無責任な意見や、なりすましなどの悪意のある発信など、数多くの偽・誤情報が発信されています。</p> <p>情報流通の健全化のためには、それらのリアルでないアカウントを識別し、客観的な区別できるようにすることによって、無責任あるいは悪意のあるふるまいを抑制させることが、諸問題の根源を正すことにつながるのではないのでしょうか。</p> <p>デジタル空間の情報流通（＝電気通信）の課題は、その祖先であるアナログ通信、すなわち郵便に解決のヒントを得ることができ、更にはデジタル（電気通信）とアナログ（郵便）が融合することにより、抜本的な解決策を見出すことができると考えます。</p> <p>郵便の場合、発信者（郵便では差出人）は、誰でも郵便差出箱に投函することにより、郵便を送ることができます。しかし、受信者（郵便では受取人）については、住所が現地に存在し、氏名がそこにいる本人と特定されなければ、お届けすることができません。一方、電子メールやSNSは、発信者も受信者もそのサービス提供会社に個人情報を登録しているものの、メールやSNSの送受信時においては、どこに住んでいるよりも、極端な話、他人のアカウントを乗っ取ったり、他人になりすまして、送受信ができてしまいます。</p> <p>その時登録されている住所氏名の個人情報は過去のものであり、現在の情報ではありません。必ずしも正しい現実の情報が確認できないところに、デジタル空間における情報流通の脆弱性の根源だと私は思います。</p> <p>本来は全ての発信者の情報は、通信の秘密や表現の自由とともに、著作権者の権利としても保護されるべきであり、高度情報社会においては、全ての情報の発信者・受信者はリアルな情報と紐付けて特定されることが理想だと考えます。</p> <p>しかし、登録された住所氏名を公表することは、様々な権利としてだけでなく誹謗中傷やサイバー攻撃などの個人への攻撃のリスクがありますから、プライバシー保護のため公表はすべきではありません。しかも一方で公表しないとした途端にその高匿名性疑問が湧いてしまいます。そういう現状が問題なのではないでしょうか。AIにだけ信頼度を判定することも検討されていますが、何を信頼に判定するかが難しいです。迷惑メールのフィルタリングが真っ当なメールを妨害してしまったり、怪しい広告が流され続け、真っ当な会社の広告が止められてしまったというようなことも実際に起こっています。</p> <p>個人情報は、引換し、結婚・離婚、死亡などより、年間5〜6%以上が非現行化しており、10年も経てば半数が非現行化しています。電話番号やメールアドレスも変更されていると本人とのアクセス手段がなくなります。そんな古くなった顧客情報を狙って、なりすましやアカウントの乗っ取りが行われても誰も気づかないのです。</p> <p>今後のデジタル空間における情報流通においては、発信者（と受信者）がその時点で現住所に実在することを「eシール」で担保するとともに、また各アカウントの過去の受信履歴をもとに信頼度を評価する仕組みが実現できれば、情報流通の健全性は確実に高まると思います。</p> <p>ではどうやって「eシール」発行時にユーザーアカウント登録者の実在性を確認したり、信頼度を評価するか、今すぐできることとしては、「eシール」発行機能がユーザに対して定期的に郵便を送ることだと思います。郵便が、登録されている住所氏名でお届けできると、その人がその時点でその住所に実在する推定できます。郵便が継続的にお届けできていることは、その人の信頼度の一つの基準になるのではないのでしょうか。</p> <p>より正確に確認するならば、本人限定受取郵便というサービスを利用していたければ、本人確認を行って配達しますので、より嚴格に本人が現住所に実在することの確認ができます。</p> <p>また、通信文でお客さまへのサービス利用特典などをお知らせすることにより、受信者がそれに反応したアクションをすることで特典が得られるような仕組みを作れば、本人がその情報の内容を受け取ったことが確認できます。</p> <p>そのような郵便で行われていた仕組みを「eシール」発行の仕組みの中にも作ることで、デジタルの発信者情報が常に最新化が行われるとともに、非現行な情報や不正利用を排除することが可能になると思います。</p> <p>しかし、すべての新たな認証機関がそのように郵便を出して頂くことは現実的ではありません。また、第三者の認証機関を設けるとしても、国民の大多数から信任される機関を設立して国民すべてのアカウントを管理することはたやすいものではありません。</p> <p>そこで提案ですが、日本郵便が、お客さまご本人が同意されたことを前提に、住所氏名の情報を「eシール」発行機関に情報提供することにより、同じような効果を発揮できるのではないのでしょうか。あるいは、「eシール」発行主体の指定機関として国から日本郵便を指定するということも考えられます。</p> <p>日本郵便には「マイポスト」というサービスがあります。これは、本人限定受取郵便で本人確認をした人のみが登録できるサービスです。この仕組みを応用してシステムを整えれば、より信頼度の高い「eシール」を発行することが可能になります。</p> <p>個人情報の管理は、情報銀行と呼ばれるサービスにおいても日本中の国民の情報を集めて管理することは難しく、また転居などにより常に変更が起きているものを日々更新して最新化を維持することは、郵便局以外には不可能であると思います。</p> <p>郵便局が個人情報の基本情報である住所・氏名及びご本人が希望する追加情報（電話番号、メールアドレス、SNSアカウントなど）を管理し、「eシール」発行時に本人の実在性を証明するとともに、変更が生じた時点では常に最新情報に基づき「eシール」を発行できるようにすることにより、常に「eシール」発行主体の実在性は確認・担保されることになり、デジタル空間において「eシール」のあるアカウントについては信頼できるということになります。</p> <p>これは、「情報銀行の銀行」ともいえる業務であり、郵便局以外に可能な組織は見当たりません。郵便局であれば、信書において「信書の秘密」や業務上知れた「他人の秘密」を150余年しっかりと守ってきたことの実績を踏まえた信頼を礎として、電気通信における「通信の秘密」と「他人の秘密」をもしっかりと守ることが可能であり、かつ、国民からの安心・信頼を得ることが可能であると思います。</p> <p>そして、「eシール」を郵便局の業務とするとは、世界中の国に郵便事業体がありますので、この仕組みを世界に広げることが可能です。世界各国で「eシール」発行機関を郵便事業体が担うことが可能であり、これは各国国民からも支持されるものと考えます。</p> <p>発信者本人の実在性をリアルに保証する「eシール」の登場によって「信頼できる発信者」が特定できるようになれば、問題のある発信を抑制することが可能となります。</p> <p>「eシール」によって「信頼できる発信者」同志が通信できる仕組みを作ること、相互に信頼でき、安全・安心な通信環境を実現することが可能となります。完全な実在性を保証する「eシール」の仕組みのあるデジタル空間を、日本が先導して次世代のデジタル空間として創造し、既存環境からの移行を誘導することで、次世代のデジタル空間における情報流通を安全・安心な世界にすることが可能となります。</p> <p>完全な実在性を保証する「eシール」は、位置情報やメタバースなどの映像の世界にも適用できます。</p> <p>位置情報や映像情報においても、なりすましが起こっています。古くは、リージョンコードを解除するなどの違法行為がりましたが、現在は緯度経度情報を意図的に変えてしまうという行為が行われています。</p> <p>音楽・映像情報は、著作権管理システムが構築されているものの、これも著作権者の本人確認の仕組みはありません。</p> <p>特に映像については、AIの発達によりリアルな映像なのかバーチャルなのかを区別するのが難しくなっており、メタバースの「現実」の映像を見ながら運転していたつもりが海に落ちるような犯罪に利用される危険があります。</p> <p>しかし、郵便局ならば、毎日日本全国津々浦々をバイクや車で走行しており、ドライバーユーザにより「今日のストリートビュー」を毎日更新することが可能です。これにより、現実存在する場所の映像と緯度経度情報を保持することが可能であり、これによって郵便局が「eシール」の表示をしてリアルなダイナミックマップを作成すれば、常にリアルな現地映像や位置情報が確認できるので、これと比較することで、現実の世界が現実でない世界かを判断することが可能となります。</p> <p>今こそ日本が主導して、電気通信と郵便を融合させた「eシール」認証による通信により、安全・安心な次世代デジタル空間を創出すべきときと考えます。</p>	頂いたご意見については、参考として承ります。